

家庭的保育事業のご案内

精華町では多様な保育ニーズに対応するため、家庭的な雰囲気の中で保育ができること、少人数の児童を保育し、一人ひとりの発育や興味に合わせてきめ細やかな保育ができるという特色をいかした「家庭的保育事業」を行っています。

この事業は、0～2歳児が対象で、定員は5名です。事業内容等については、家庭的保育事業Q&Aをご覧ください。

家庭的保育事業実施施設

施設名称	「チャイルド・ルーム・ヒナ」
住 所	精華台二丁目13番地3
電 話	95-0180 Fax 95-0180
実施（連携）保育所	せいかだい保育所 (Tel 98-3866 Fax 98-3855)
受託法人	社会福祉法人 長尾会



家庭的保育事業の利用申込

申込方法 家庭的保育利用申込書、関係書類を添えて、子育て支援課へ提出してください。

※申込書は町役場2階 子育て支援課にあります。

申込期間 **4月一斉入所**

平成25年12月9日（月）～平成25年12月13日（金）

午前9時～正午 午後1時～4時30分

途中入所

利用希望月の前月初日まで

- ・利用希望月の3か月前から受付します。
- ・初日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その前日の開庁日となります。
- ・平成27年1月～3月の利用希望の方については、平成26年11月28日（金）までの受付です。

家庭的保育事業 Q&A

Q. 運営方法は？誰が保育するの？

A. 精華町が事業を委託した社会福祉法人が運営します。保育者は社会福祉法人が雇用する保育士資格を有する者とその補助者です。保育者・補助者は精華町の指定する家庭的保育者研修課程を修了しています。

Q. 対象児童は？

A. 町内に住所を有する児童で、年齢が利用日の初日に生後6か月以上、当該年度の4月1日現在で3歳未満の児童が対象です。

Q. 保育時間・休業日は？

- A. 保育時間は、通常保育が午前8時30分から午後4時30分、早朝保育が午前7時から、延長保育が午後7時まで（土曜日は午後4時まで）です。
休業日は、日祝日、国民の祝日及び、12月29日～1月3日までです。

Q. 保育内容は？

- A. 各歳児の個々の成長を大切にしながら、発達段階に応じた保育を実施。また、必要に応じて社会福祉法人の運営する保育所と連携して保育を実施。児童の健康診断や給食も実施。

Q. 施設に園庭はあるの？

- A. 保育所のような大きな園庭はありませんが、庭で遊ぶとともに、近くの公園や保育所の園庭を利用します。

Q. ならし保育は？

- A. 通常の保育所と同様、最初は短い保育時間からスタートし、児童の状況に応じて徐々に保育時間を延ばしていきます。（原則利用開始後1週間程度は午前中のみ保育となります。）

Q. 家庭的保育料は？その他の費用は？

- A. 保育所保育料に準じます。また、保育料の多子軽減も適用されます。
例えば、第1子が保育所、第2子が家庭的保育利用の場合、第2子は半額（1/2軽減）となります。
その他の費用（雑費等）は、直接実施施設へお支払いただきます。

Q. 3歳児からの保育は？

- A. 家庭的保育の利用は、対象年齢が3歳未満までの児童であることから、家庭的保育の利用終了後も引き続き保育の実施を希望される場合は、あらためて、保育所への入所申込をしていただく必要があります。ただし、申込手続き後は、原則実施保育所への継続的な入所となります。

Q. 施設や保育内容などに関する問い合わせは？

- A. 直接、実施保育所へお問い合わせください。

